

# 平成30年分 源泉徴収税額表

この源泉徴収税額表は、平成30年分の給与等について使用するものです。扶養親族等の数の算定方法が変更となっています。詳しくは、20ページの「扶養親族等の数の算定方法」をご覧ください。  
なお、平成29年1月以降「税額」は改正されていません。

## 【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

◇ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）	《1ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）	《8ページ》
◇ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	《15ページ》
◇ 源泉徴収のための退職所得控除額の表	《17ページ》
◇ 課税退職所得金額の算式の表	《17ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の速算表	《18ページ》
◇ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（別表第一～別表第三）	《18ページ》
◇ 給与所得の源泉徴収税額の求め方	《19ページ》
◇ 退職所得の源泉徴収税額の求め方	《23ページ》
◇ 納付書の記載のしかた	《25ページ》

（注） この「源泉徴収税額表」は平成29年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

## 【源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限】

- 納期の特例の承認を受けていない場合  
給料や報酬などを支払った月の翌月10日
  - 納期の特例の承認を受けている場合（給与など特定の所得に限ります。）  
1月から6月までの分…………… 7月10日  
7月から12月までの分…………… 翌年の1月20日
- ※1 納期限までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署で忘れずに納付してください。  
2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。  
3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。

